



# 宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 6 月 17 日 (月 曜 日) 第 518 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定 (3件) … (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (2件) …… ( “ ) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ) 2	
○林業用種苗生産事業者の登録 …… (森林経営課) 2	
公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出 …… (農村整備課) 2	

○土地改良区の定款変更の認可 …… (農村整備課) 2	
病院局公営企業告示	
○指定納付受託者の指定 …… 2	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について …… 3	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 …… 4	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 …… 4	

## 告 示

### 宮崎県告示第 328号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年6月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
池井歯科医院	小林市真方82番地	平成27年4月1日

### 宮崎県告示第 329号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年6月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
とうごう薬局	日向市東郷町山陰又江野丙1452-1	令和6年5月1日

### 宮崎県告示第 330号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の

円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年6月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 九州千雅 米田脳神経外科	延岡市惣領町 103番地 2	令和6年4月1日
高千穂町国民健康保険病院	西臼杵郡高千穂町大字 三田井 435番地 1	令和6年4月1日
日之影町国民健康保険病院	西臼杵郡日之影町大字 七折9074番地 3	令和6年4月1日
五ヶ瀬町国民健康保険病院	西臼杵郡五ヶ瀬町大字 三ヶ所2109番地 1	令和6年4月1日

### 宮崎県告示第 331号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年6月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 届出をした指定医療機関の名称

名 称	所 在 地
医療法人九州千雅	延岡市野地町 1 丁目 4070番地 1

西階クリニック	
---------	--

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
医療法人悠隆会 西階クリニック	医療法人九州千雅西階クリニック	令和6年4月1日

宮崎県告示第 332号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称

名称	所在地
医療法人九州千雅田中医院	延岡市北川町川内名7055-2

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
医療法人悠隆会 田中医院	医療法人九州千雅田中医院	令和6年4月1日

宮崎県告示第 333号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	廃止年月日
米田脳神経外科	延岡市惣領町3番19号	令和6年3月31日
高千穂町国民健康保険病院	西臼杵郡高千穂町大字三田井 435番地1	令和6年3月31日
日之影町国民健康保険病院	西臼杵郡日之影町大字七折9074番地3	令和6年3月31日
五ヶ瀬町国民健康	西臼杵郡五ヶ瀬町大字	令和6年3月31日

保険病院	三ヶ所2109番地1
------	------------

宮崎県告示第 334号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和6年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1429	相楽 裕哉 宮崎県小林市細野1695番地1		幼苗の育成	(株)相武造林 宮崎県小林市細野1695番地1

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、都城市高木原土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	岩穴口 誠	都城市都北町5673番地1

（任期：令和9年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	中村 彰	都城市金田町1061番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、南郷町土地改良区（日南市）から令和6年3月19日付で申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第 1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和6年6月17日

宮崎県病院局長 吉村久人

1 指定納付受託者の名称及び所在地

(1) 三菱UFJニコス株式会社

東京都文京区本郷3丁目33番5号

## (2) 宮銀カード株式会社

宮崎市橋通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル7階

## 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第44号)第6条に規定する料金等

## 3 指定納付受託者として指定をした日

令和6年4月1日

## 公安委員会公告

## 宮崎県公安委員会公告第9号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和6年6月17日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

## 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定 員
新規取得講習	1号警備業務	令和6年9月17日(火)から同年9月27日(金)まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)	30人

## 2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

## 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3  
宮崎県技能検定センター  
電話0985-58-1570

## 4 受講申込書の提出方法等

## (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署、又は、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

## (2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
1号警備業務	令和6年8月5日(月)から同年8月16日(金)まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く。) の午前9時から午後4時まで

## (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

## (4) 提出書類等

- ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)
- イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
  - (ア) 2の(1)に該当する者  
当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
  - (イ) 2の(2)に該当する者  
検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し
  - (ウ) 2の(3)に該当する者  
検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
  - (エ) 2の(4)に該当する者  
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し
  - (オ) 2の(5)に該当する者  
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

## 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	1号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境

課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和6年6月1日現在次のとおりである。

令和6年6月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	17,661人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	210,376人

### 宮崎県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和6年6月1日現在次のとおりである。

令和6年6月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区	109,994人
都城市選挙区	44,265人
延岡市選挙区	32,578人
日南市選挙区	13,878人
小林市・西諸県郡選挙区	14,460人
日向市選挙区	16,324人
串間市選挙区	4,701人
西都市・西米良村選挙区	8,356人
えびの市選挙区	4,992人
北諸県郡選挙区	6,820人
東諸県郡選挙区	7,147人
児湯郡選挙区	18,379人
東臼杵郡選挙区	7,314人
西臼杵郡選挙区	5,129人